

かのん介護指定第一号訪問事業（訪問介護相当サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社Accompaniment（以下「事業者」という）が設置するかのん介護（以下「事業所」という。）において実施する指定第一号訪問事業（訪問介護相当サービス）（以下「訪問介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅要支援被保険者及び事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じた自立した日常生活を居宅において営むことができるよう訪問介護相当サービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 訪問介護相当サービスの提供にあたっては、利用者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、身体機能低下・軽度認知症等のリスクを把握し、必要な日常生活上の支援を行うことにより、心身機能の維持・回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

- 2 訪問介護相当サービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 訪問介護相当サービスの提供にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、利用者ができることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努め、利用者の日常生活動作能力などの向上のために必要な見守り・手助け・専門的な相談助言を行い、住民主体による支援等の多様なサービスの利用や、家事等への取組を促進することにより、利用者の自立支援・介護予防・重度化予防に努めるものとする。

- 4 訪問介護相当サービスの提供にあたっては、地域との結びつきを重視し、用者の所在する市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、医療機関、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、池田市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 かのん介護
- (2) 所在地 大阪府箕面市瀬川二丁目7番21号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、訪問介護相当サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上（うち常勤1名）

サービス提供責任者は、以下の職務を行う。

- ・利用の申込みに係る調整、訪問介護相当サービス個別計画の作成等を行う。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等に参加し、利用者に関する情報の共有等、地域包括支援センター等との連携を行う。
- ・従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。
- ・従事者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理のため必要な業務を実施する。

(3) 従業者 2.5名以上（常勤職員1名以上）

従業者は、訪問介護相当サービス個別計画等に基づき訪問介護相当サービスの提供に当たる。

なお、人員数については、業務の状況により増員することができるものとする。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日まで（国民の休日、祝日を含まない）とする。

ただし、12月29日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

(訪問介護相当サービスの内容)

第7条 訪問介護相当サービスの内容は、生活援助（掃除、洗濯、調理、日用品等の買い物、その他の必要な日常生活の援助）及び身体介護（排せつ・食事介助、身体整容、外出介助、その他の必要な身体の介護）並びに生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認等とする。

2 訪問介護相当サービスの提供にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 事業所は、利用者の自立支援・介護予防・重度化予防に資するよう目標を設定し、利用者の心身の状況等をふまえ、自立した日常生活を営むために必要な支援を行うための訪問介護相当サービス個別計画を作成するものとする。
- (2) 事業所は、利用者とのコミュニケーションを図る等の方法により、利用者がその有する能力に応じて、主体的に家事等に取り組むよう適切に働きかけるものとする。
- (3) 事業所は、自ら提供する訪問介護相当サービスの質の評価を行い、主治医または歯科医師等と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (4) 事業所は、訪問介護相当サービスの提供にあたって、介護技術の進歩に合わせた適切な身体介護等が行われるよう配慮するものとする。

(利用料等)

第8条 訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、池田市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 事業所から片道10キロメートル未満 250円

(2) 事業所から片道10キロメートル以上 30円／km

3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4 訪問介護相当サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、池田市の被保険者は池田市の区域とする。

（衛生管理等）

第10条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は訪問介護相当サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、訪問介護相当サービスの提供により事故（利用者の行方不明、食中毒、感染症を含む）が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以

下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、訪問介護相当サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問介護相当サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、正当な理由なく洩らしてはならない。
- 4 事業者は、当該事業所の従事者であった者が、従業者でなくなった後においても、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第18条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を池田市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問介護相当サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業員の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年12回以上

2 事業所は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から改定する。

この規程は、令和6年9月1日から改定する。

この規程は、令和7年3月1日から改定する。

この規程は、令和7年4月1日から改定する。